

# 政策評価懇談会（第3回）議事録

## 1. 日時

平成15年3月12日（水）14：00～16：00

## 2. 場所

最高検察庁大会議室

## 3. 出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

実 哲也	日本経済新聞社論説委員
島野 穹子	つくば国際大学産業社会学部教授
竹内 洋	弁護士
田辺 国昭	東京大学大学院法学政治学研究科教授
(座長) 藤本 哲也	中央大学法学部教授
山根 香織	主婦連合会会員
六車 明	慶應義塾大学法学部教授

< 省内出席者 >

横田希代子	人事課付
石神 一郎	官房参事官（施設担当）
佐藤 議	訟務調査官
横井 朗	司法法制部付
泰田 啓太	民事局付
甲斐 行夫	刑事局参事官
重松 弘	矯正局国際企画官
山田 憲児	保護局参事官
釜井 景介	人権擁護局付
高宅 茂	入国管理局参事官
北原 一夫	法務総合研究所総務企画部付
川上 露秋	公安調査庁企画調整官

< 事務局 >

倉吉 敬	秘書課長
北村 篤	官房参事官（総合調整担当）
森本 加奈	秘書課付
永井 敏夫	政策評価企画室長

## 4. 議題

討議(平成14年度以降の政策評価の実施について)

## 5. 事務局で準備した配布資料

資料1：政策評価実施対象政策・施策（平成14年度）新旧対照表

資料2：法務省事後評価の実施に関する計画（平成14年度）の見直しについて 基本目標・達成目標・指標

資料3：法務省事後評価の実施に関する計画（平成15年度）において新たに実施対象とする政策等について

資料4：法務省政策評価に関する基本計画 見直し版

資料5：法務省の事後評価の実施に関する計画 平成14年度見直し

資料 6：法務省事後評価の実施に関する計画 平成 15 年度

資料 7：政策評価実施のフロー図（平成 13 年度～平成 15 年度）

## 6. 議 事

藤本座長：定刻になりましたので、ただいまから、第 3 回政策評価懇談会を開催いたします。討議に入ります前に、島野委員と竹内委員から、自己紹介をお願いできますでしょうか。

島野委員：島野でございます。元法務省の職員で、静岡地方法務局長で退職しました。現在、つくば国際大学の教授を務めております。民法、国際私法が専門です。よろしく申し上げます。

竹内委員：弁護士の竹内でございます。第一東京弁護士会に所属しております。どうぞよろしく申し上げます。

藤本座長：ありがとうございました。

### 【討議(平成 14 年度以降の政策評価の実施について)】

藤本座長：本日は、前回に引き続き、平成 14 年度以降の法務省の政策評価の目標や指標の適否など評価手法について御議論いただきたいと思っております。まず、本年度の事後評価の実施計画等の改定案について、事務局で、前回の懇談会で委員の皆様から出された御意見等を踏まえ修正したということでございますので、修正した部分について、事務局から御説明願います。

北村官房参事官：それでは、平成 14 年度の政策評価の計画の改定案について御説明いたします。

資料 1 を御覧いただきたいと思っておりますが、左側の「現行」とあるのは、「法務省政策評価に関する基本計画」と平成 14 年度の「法務省事後評価の実施に関する計画」の現行の内容をまとめたものであります。これらの基本計画と実施計画は、本日も、参考資料として配布させていただいておりますが、基本計画は、平成 14 年度から平成 16 年度までの 3 年間で計画期間といたしまして、基本とすべき計画を定めたもので、実施計画は、平成 14 年度の 1 年間で計画期間として、事後評価の対象とする政策などを定めたものございまして、いずれも、平成 14 年度の政策評価を実施するに先立ちまして、平成 14 年 3 月に策定したものであります。そして、本年度の政策評価は、これらの基本計画と実施計画に基づいて実施しているところでございますが、今後、本年度の政策評価の実施結果を取りまとめていく上で改めるべきではないかと思われるところがございまして、その改定を考えている次第でございます。

最初に、資料 1 の「事業評価」のところですが、現行の基本計画におきましては、事業評価方式で政策評価を実施する政策は、新規の事業費 10 億円以上の施設の整備事業だけになっておりますが、法務に関する研究、これにつきましては、平成 12 年度から、藤本座長も委員をされております研究評価検討委員会で、事業評価方式により、事前評価及び事後評価を行ってきたところであり、平成 14 年度以降におきましても、事業評価方式によりまして、事前評価及び事後評価を行うことを、基本計画でも明らかにするよう、基本計画を改定することを考えております。

次に、実績評価における基本目標、達成目標、指標の設定などについての改定案を説明いたします。

まず、資料 1 は、政策評価の対象とする政策の目次のようなものでございますが、前回の懇談会で、寺尾委員や六車委員から、政策評価の対象とする政策の並べ方につきまして御指摘をいただいたところでございまして、これを踏まえ、検討した結果、並べ方を「改定」にあるように改定したいと考えています。政

策評価の対象とする政策の並べ方を「現行」から「改定」に改めたいということで、「現行」における政策が「改定」ではどこに移動しているか、分かりやすいように、政策の区分ごとに色分けしておりますが、まず、「現行」で「3 国民の権利擁護」としていたのを、その意味が分かりやすいように、「改定」では「1 国民の権利の保全に関する法制度の維持・運営及び国民の基本的人権の擁護」に改めております。また、現行で「2 法秩序の維持」としていたのを、この項目に含まれる政策のうち、刑事・治安の面からの法秩序の維持に関する政策を、「改定」の「2 法秩序の維持（刑事・治安の面から）」でまとめました。おおざっぱに申しますと、「改定」の1は、民事制度に関するもの、「改定」の2は、刑事局、矯正局、保護局、公安調査庁が所管する施策に関するものということになります。「現行」の「4 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」と「5 出入国の公正な管理」は、国民に直接関わりのある施策を先にする方が適当ではないかというような観点から、順序を入れ替えまして、「改定」では、「3 出入国の公正な管理」「4 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」といたしております。「現行」の「1 基本法制の維持及び整備」については、法制の整備に係る施策は、基本的に実績評価の対象となるようなものではなく、「広報活動の整備」だけを政策評価の対象としていますが、「広報活動の推進」だけというのでは、「基本法制の維持及び整備」というタイトルにそぐわない、若干、タイトルが大仰すぎる感があり、他方で、この施策は、すべての任務に共通する施策でありますことなどから、「改定」では、「5 すべての任務に共通する施策及び国際協力に関する施策等」に移すことを考えています。さらに、第1回の懇談会での田辺委員の御指摘を踏まえまして、平成13年度の政策評価では、事業評価の対象としていました「民事法律扶助事業の推進」を、「改定」の1の(5)として、実績評価の対象とすることを考えています。

資料2を御覧いただきたいと思いますが、この資料は、平成14年度の実績評価における基本目標、達成目標、指標について、現行のものと、改定を考えているものを対比させたものでございます。青字又は赤字で記載しているところが改定案の内容で、そのうち、赤字は、前回の懇談会での指摘などを踏まえて、前回お示しさせていただいた改定内容を更に改めたものです。1ページの「民事法律扶助事業の推進」は、先ほども御説明しましたように、田辺委員の御指摘を踏まえて、新たに、実績評価の対象とすることとしたもので、ここに記載したところを基本目標などとして実績評価を行おうと考えています。2ページの「被害者等通知制度の適切な運用」でございまして、ここの基本目標は、前回の懇談会での寺尾委員の御指摘を踏まえまして、表現ぶりを改めています。5ページを御覧いただきたいと思いますが、「広報活動の推進」については、前回の懇談会での田辺委員の御指摘を踏まえまして、達成目標を追加しております。なお、これにつきましては、後ほど、秘書課の森本から御説明をさせていただきます。

以上が平成14年度の政策評価の計画の改定案の概要でございますが、具体的には、資料4-1の基本計画の改定の見え消し版の6ページを御覧いただきたいと思いますが、このページの下半分を改定することを考えておりますが、この部分は、事前評価の実施対象とする政策を定めている部分で、現行では、実質的に、事業費10億円以上の新規採択事業だけを対象としていたのを、法務に関する研究も対象とするよう改めようと考えているところです。1ページおめくりいただき、7ページを御覧いただきたいと思いますが、6(1)は、事後評価の対象とする政策を定めているもので、ここでは、(1)のアで、事業評価方式を使用する施策として、事業費10億円の以上の新規採択事業とされているのを、「事前評価の実施対象とする諸施策」と改めることにより、「法務に関する研究」についても、事前評価方式による事後評価の対象とすることを明らか

にしています。また、6(1)イで、実績評価方式を採用する施策を分類する名称を、先ほど御説明したように改めています。このほか、資料5を御覧いただきたいと思いますが、これは、平成14年度の事後評価の実施計画で、別添に、事後評価の対象とする政策や、実績評価における基本目標などを記載しており、その内容は、先ほど資料2で御説明したものとなっています。

このような内容で、本日の御議論も踏まえまして、今月中に、基本計画と平成14年度の実施計画を改定しようと考えています。

藤本座長：ありがとうございました。それでは、続いて、「広報活動の推進」について森本課付から説明願います。

秘書課付：資料2の5ページになりますが、前回の懇談会で「広報活動の推進」の達成目標に挙げられているものが、広報媒体として限定され過ぎているのではないかと、パンフレットやビデオなども含めて政策評価の対象とすべきではないかというような御指摘をいただきましたので、達成目標の4「法務省パンフレットの配布希望数が増加する。」、達成目標の5「法務省の業務紹介ビデオの貸出件数(上演件数)が増加する。」を目標として掲げまして、それぞれ、指標を「配布希望数」、「貸出件数」としております。パンフレット等につきましては、パンフレット、リーフレットなど、それから、ビデオも10種類以上ございまして、これらを対象にして評価を行っていきます。以上でございます。

藤本座長：ありがとうございました。既に各委員の皆様方には保護局から「オヤジのひとこと」というビデオが送られてきていると思いますが、前回のように皆様方からの御意見を受けて、14年度の改定をしたということです。今の説明を受けて、何か御質問や御意見あれば、お願いしたいと思います。

資料1の左側が現行のもので、右側が前回までの皆様方の御意見を参考にして改定したものです。並べ方の問題で分かりにくいという点があったのですが、今回の改定案ではかなり分かりやすい並び順になっていると思いますが、何か御意見がございませうでしょうか。

田辺委員：全体的に見やすくなったと思います。意見は、資料2の5ページの「広報活動の推進」ところの、基本目標に関わる部分です。左の従来のバージョンですと「基本法制に関する国民の理解を増進させ、法を尊重する思想の普及を図る。」となっていますが、今回の改定バージョンですと、「法務省を理解する機会を増やす。」ということになっております。広報活動の推進は、おそらく法務省の活動だけが対象ではないと思います。左の従来バージョンをみますと、基本法制が実際どうなっているのかということも、やはり、法務省が作成するパンフレットの重要な役割かと思われまので、この部分は若干文章を修正した方がいいのではないかと思います。

藤本座長：具体的には・・・。

田辺委員：具体的には、例えば、「法務省の活動及び基本法制に関する国民の理解を増進させる。」とか、そのようなことだと思えます。こう変更すると、法務省の活動プラス基本法制が対象になります。要するにどう理解して欲しいのかということだと思えます。そこは、法務省に限定されているわけでしょうか。

北村官房参事官：もともと、「広報活動の推進」は、「基本法制の維持及び整備」という項目に、ある意味では無理矢理に押し込んでいたところがございます。法務省全体としましては、各部局がいろいろな広報活動を行っており、それを全体としてとらえれば、田辺委員がおっしゃっているような中身であり、そういう施策として、評価の対象にするのが適切なのかもしれません。政策を企画立案している各部局ごとにその政策を評価せざるを得ないというところがありまして、結局、ここでやっておりますのは、大臣官房の秘書課にあります広報室の業務を中心にしております。中身的に基本法制に関することもないわけではないのですが、基本的には法務省の業務としてどういうことをやっているのかということが中心になっているのが実態でございまして、その実態に合わせた形にし

た方がいいではないかと考えたところでございます。

田辺委員：「法務省の活動」くらいは入れておいた方がいいのではないのでしょうか。

北村官房参事官：それはおっしゃるとおりかもしれません。

藤本座長：「法務省を」という表現ではなくて。

北村官房参事官：その点は御指摘のとおりかと思えます。

藤本座長：よろしいですか。それでは、「法務省の活動」ということで修正をお願いします。

田辺委員：もう一点です、若干御説明いただきたいのですが、同じ資料2の2ページの「矯正施設における教育活動の推進」のところで、基本目標に「被害者の視点を取り入れた」という文章が加わっていますけれども、具体的にはどういうことなのでしょう。

藤本座長：矯正局から説明をお願いします。

矯正局：改定前の基本目標は、「矯正施設における教育プログラムの充実を図る。」というやや漠然とした内容となっております。改定後は、矯正行政において、当面、対応していかなければならない、より具体的なテーマに絞り、最近、一般社会等からの要請の強い、被害者の視点を取り入れた教育プログラムや教育課程の整備を達成目標とさせていただきます。

藤本座長：これはですね、平成11年に被害者等通知制度ができて、その後、平成13年に一般釈放情報通知制度と特別釈放情報通知・通告制度ができて、これによって、釈放情報を被害者に知らせることが新しく加わりましたので、多分、それを受けて、平成14年度では、「被害者の視点」を強調して入れられているのだと思います。矯正では、昔から受刑者に対して被害者へのしよく罪教育はやっていたのですが、情報通知制度まではやっていなかったのです。これは、検察庁が実際には担当するのですが、それに対して矯正が協力しておりますので、「被害者の視点」が入ったのでしょね。

矯正局：そのような視点もあると思えます。

田辺委員：目標にこれがあることは分かったのですが、具体的にこれはプログラムと課程を変えるということですか。

矯正局：そうですね。被害者の視点を取り入れた教育については、本格的に着手して数年経過した段階なのですが、現状は、矯正施設ごとに個別的に、例えば、処遇技法を使って実施をしたり、処遇類型別指導を通して実施するなどしているのですが、まだ系統的に実施するには至っていないと。そこで、より組織的・系統的に実施できるようにとの視点で、3年間をかけて教育プログラム等を整備していくということです。

藤本座長：それでよろしいですか。それでは、今の事務局の説明を聞いて何かほかに質問はございますか。

山根委員：広報のところなんですけれども、送っていただいたビデオを拝見いたしました。あれは業務の紹介というよりも、親への啓発というかそういうビデオだったと思うのですけれども、ああいったものもこの「広報活動の推進」の評価対象に含まれるわけなのですか。

藤本座長：達成目標5「法務省の業務紹介ビデオの貸出件数」に入るかということですか。

山根委員：はい。

北村官房参事官：お配りさせていただいたのは、保護局において作っている更生保護の観点からのビデオです。先ほども申し上げましたが、この部分については、秘書課の広報室の業務を対象としておりまして、秘書課の広報室では、法務省全体の業務内容等について紹介しているビデオがございしますが、達成目標5では、それらを想定しております。

藤本座長：ほかに何かございますか。

それでは、今回は、資料1の「現行」の記載でいうと、2の(9)の「破

壊活動防止法」及び「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」に基づく適正な業務の実施」まで御意見を伺いましたので、今回は、その余の部分について御意見を伺っていきたいと思います。

資料2を御覧いただきたいと思いますが、この資料では、1ページの「(1)国民の権利の保全に関する法制度の維持・運営及び国民の基本的人権の擁護」にある「外国法事務弁護士の在り方についての検討」から「民事法律扶助事業」までと、4ページの「(3)出入国の公正な管理」以降の部分ということになりますので、この部分について、目標や指標の定め方の適否などについて、御意見を伺いたいと思います。

まず、1ページの「外国法事務弁護士の在り方についての検討」から「民事法律扶助事業」までで御意見があればお願いします。

島野委員：資料2の冒頭「(1)国民の権利の保全に関する法制度の維持・運営及び国民の基本的人権の擁護」の後半に「国民の基本的人権の擁護」が掲げられていますけれども、これに直接結びつくのは、だけなのか、それとも、ここに挙げている全部が国民の基本的人権の擁護に結びつく項目に当たるということなのか。その関係を教えて下さい。

北村官房参事官：基本的にはだけになります。人権擁護制度につきましては、現在、人権擁護法案が国会で審議中でありまして、この法案が成立したときには制度が大幅に変わりますので、その後に政策評価を行うということにしております。そのため、ここには掲げていないということにして、法案成立後に政策評価の対象としていくということです。

島野委員：分かりました。

藤本座長：この部分に将来的には入れるということですね。

ほかに何かございますか。

竹内委員：「外国法事務弁護士の在り方についての検討」の部分についてですけれども、「外国法事務弁護士の増加」ということだけが指標となっていますけれども、現在いろいろな立法作業があるでしょうけれども、日本の弁護士との特定共同事業というものがかなり現実が増えていていると思いますが、この辺の実態をある程度把握しても面白いかなという気がしますので、そういう特定共同事業の増え方とか、それに関与した日本の弁護士の数の増加であるとか、そういう特定共同事業についても加えたらいいのかなという気がします。これは、現在も立法作業中で、特定共同事業を大幅に認めるような改正が行われるということで、15年度においてはそちらの方で評価できるかなと、来年度、ということであれば政策評価できるのではないのでしょうか。

藤本座長：どうでしょう。今の御意見に対して、各委員の方、御意見ありますか。

特定共同事業の動向というのも指標として入れてみてもいいのではないかと御意見ですが・・・。

司法法制部：司法法制部が外国法事務弁護士を所管しているところでございます。今委員の御指摘のように、特定共同事業が、確かに渉外的法律事務の安定に貢献する制度であるということはおっしゃるとおりでございますが、こちらに掲げておりますのは、法務省の業務として何をしているか、それがどういう目標で、そのために何をやるかということございまして、特定共同事業に関する届出等は日本弁護士連合会が監督しており、法務省が所管をしているところではないものでございます。したがって、法務省といたしましては、外国法事務弁護士の承認という手続に関与している関係で、外国法事務弁護士を増加させるような環境を作るということが、法務省としての、渉外的法律事務を安定させるための施策ということになるわけでございます。

藤本座長：それでよろしいですか。

竹内委員：はい。

藤本座長：ほかにございませんか。実は、今日欠席しておられます立石委員から、この

， つきまして，御意見をいただいておりますので，事務局からまず の  
「外国法事務弁護士の在り方についての検討」についての御意見を読み上げて  
いただけますか。

事務局（立石委員）：「外国法事務弁護士の在り方についての検討」について，「外国法事務弁護  
士の増加」と具体的な内容に踏み込んだ指標を設定した点は評価できる。あと  
は具体的な水準の問題だが，この辺りは日本経団連や日本商工会議所など民間  
企業の意見も汲み上げてもらいたい。

藤本座長：今の立石委員の御意見ですが，「外国法事務弁護士の増加」と具体的な内容  
に踏み込んだ指標を設定した点は評価できるけれども，あとは具体的な水準の  
問題だということですが，他の委員の方，御意見ございますか。

田辺委員：法務省として，外国法事務弁護士を増加させるというのは分かるのですけれ  
ども，具体的に何パーセントくらいまでとか目標値はあるんですか。

司法法制部：外国法事務弁護士の数そのものについての目標値というのはありません。日  
本の経済動向とか，外国の投資意欲などの点で変わってくるものですから，ど  
れだけ増やそうというような目標はありません。ただし，外国法事務弁護士が  
国内で活動しやすくなるような規制緩和等の措置を行うというように環境づく  
りを行っているということです。

藤本座長：今の立石委員の日本経団連や日本商工会議所などの意見も取り入れてもらい  
たいというところはどのようにでしょうか。

司法法制部：総合規制改革会議等からもそのような要請を受けておりますし，一方，今回  
の司法制度改革の中では，先ほど委員からも御指摘のありましたように，外国  
法事務弁護士との特定共同事業の要件緩和につきましては，経団連も含め各団  
体からの意見を聴取した上での制度改革というものを行っているところでござ  
います。

藤本座長：ありがとうございます。それでは， の「債権管理回収業の監督」につい  
ても立石委員から御意見がありますので，事務局からお願いします。

事務局（立石委員）：「債権管理回収業の監督」について，不良債権問題が国家的な課題となっ  
ている昨今の情勢を踏まえると，債権回収業の民間業者への委託という流れは不  
可避であり，その任に耐える業者を許可制で参入させるという意義は大きい。  
前は苦情率の減少を指標として挙げていたが，それを多様化させる方針は望  
ましい方向である。定性的な指標や，許可のプロセスをも取り込んだ点は評価  
できる。

藤本座長：この点について，司法法制部どうでしょうか。

司法法制部：その点は，立石委員の御指摘のとおりでして，まさに不良債権処理問題にお  
けるサービスの重要性はますます大きくなっている状況でございますので，  
司法法制部としても，業者の適正な運営の確保に当たっているところでござ  
いまして，そのための指標といたしまして，多方面からの指標を設定している  
ということでございます。

藤本座長： について何か御意見ございますでしょうか。

それでは，次に移りまして，4ページの「（3）出入国の公正な管理」から  
最後までで御意見があればお願いします。

先に，立石委員から同じく「（3）出入国の公正な管理」の 「外国人の円  
滑な受入れ」について意見をいただいておりますので，事務局からお願いします。

事務局（立石委員）：「外国人の円滑な受入れ」について，達成目標に従来からの大きな変更はない  
ので，専門的人材の受入れを中心に積極的に推進して欲しい。留学生の受入  
れという文言が消えたのは，文部科学省が留学生受入れ10万人計画を達成し  
たからか。留学生の受入れというのは，国際交流という面にとどまるものでは  
ない。これは法務省の政策ではないが，少子化の進展で大学経営が困難になっ  
ていく中であって，日本の学校は「市場」という観点で留学生をもっと積極的

に捉えるべきである。1970年代にイギリスの大学が経営危機を迎えた時、彼らは留学生を積極的に受け入れることで新しい市場を作り出した。結果として、イギリスの大学レベルも向上した。日本の教育水準を国際的に引き上げていくことが課題になっている中であって、留学生問題は重要な意味を持つ。主として文部科学省の政策であろうが、法務省も側面支援をしていく姿勢が必要となる。

藤本座長：ありがとうございました。これについて、入国管理局で何かありますか。

入国管理局：まず、専門的人材を受け入れるという点につきましては、従来から専門的技術者については、できる限り受け入れるということでやっております。留学生につきましては、特に留学生という文言が入っていませんが、「学術・文化面に関わる」ということで、一応理解しております。立石委員御指摘のとおり、教育水準あるいは留学生の受入については、文部科学省が中心に取り組んでいるわけですが、入管局としては、そういった人たちについて、いかに規制を緩和して配慮するか、もちろんいろいろな問題がありますので、そういった問題を解決しつつ行うこととなりますが、基本的方針としましては、留学生を受け入れるという方向でございます。

藤本座長：今の点で何かございますでしょうか。

実 委 員：細かい点ですが、一番最初のところでは「円滑な受入れ」となっており、残りは「適正な受入れ」となっているのですが、これは何か意図があるのですか。

入国管理局：「円滑な」というのは、手続的に簡単なのか簡易な手続といった点が含まれますけれども、更に、例えば労働者であれば、日本で働く人について、適正に受け入れるというか、例えば研修生などについて問題になることにならないように、適正かつ円滑な受入れを図るといような趣旨でございます。

実 委 員：それでしたら、「適正かつ円滑」とすべきではないでしょうか。なぜかと言えば、「適正な」となると、なるべく外国人を排除したいということが全面に出たような印象がしますけれども。

入国管理局：その点につきましては、手続をもう既に簡素化しておりますので、適正な受入れを図ることによって、逆に簡単に悪い人を排除できるという点から、そういうふうに考えております。

藤本座長：例えば、達成目標3は「外国人の円滑かつ適正な」となってますよね。基本目標も達成目標2も「円滑かつ適正な」とするのはおかしいですか。

入国管理局：留学生については、偽装等は別としてどちらかという本来は日本社会でその問題が生じるおそれのあるものではないので、「円滑に」受け入れるということが目標となりますが、労働者とか研修生については、例えば、研修生についてはいろいろ問題がありましたので、「適正さ」が求められているという意味でそのように記載しております。労働者については、「円滑かつ適正」もあるかもしれませんが、円滑というより、最低賃金の問題など不適正な労働者雇用などが無いわけではないので、「適正」を目標として打ち出したということです。

藤本座長：意識して言葉を使われているということですね。

実 委 員：厚生労働省などと一緒にやっているから、法務省としては入れる入れないというところの世界で目標を立てるしかないのですかね。例えば、今日の新聞にも載っていましたが、専門的な知識を持っているのだけでも、外国で資格を持っている看護師の人たちを入れようかということが現実には非常に大きな問題だと思いますが、こういうことは法務省の管轄外なのですか。

入国管理局：制度的には入管法の許可で決まっておりますので、管轄外ではないのですが、中身的に今の看護師さんの件ですけれども、看護師についてどういう政策をとるかということは、基本的には厚生労働省が第一義的に責任を持って担当しておりますので、そういうところの意見を踏まえて、法務省で実際に許可基準を動かしているというシステムとなっております。法務省だけでやる分野ではあ

りません。

島野委員：「外国人の円滑な受入れ」と「好ましくない外国人の排除」の中間にある「難民認定」の問題については、落ちているというのか、入れていないのでしょうか。それと、「亡命」というのは、日本にはない問題であるから、政策評価の対象として入れていないということでしょうか。

入国管理局：難民の問題なのですが、現在入管局が「難民認定」を所掌しているのですが、これは、政策的なものではなくて、条約に定義が定まっています、これに当てはまるかどうかだけを判断する手続でございまして、判断したら難民と認定される、要するに、政策的にこの人を難民にしようとか、難民ではないことにしようとかそういう余地がありませんので、政策評価という面からは適さないだろうということでございます。

島野委員：条約に基づく難民認定という行政は、政策にはなじまない、法の執行だけだという趣旨ですか。

入国管理局：法というか、条約の執行ということですよ。

島野委員：条約の執行ですね。こういったものは、政策評価の対象とはならないということになっているのですか。

藤本座長：もちろん、この懇談会での検討の結果、政策評価の実施対象として足りないものがあれば、平成15年度以降の実施計画に盛り込んでいくことも可能です。

島野委員：難民認定は、法務省の所管法律に基づいて執行しているものだと思うのですが、裁量権がなく、政策評価の入る余地がないということですか。

入国管理局：難民認定というのは、あくまでも条約上の難民であると判断するだけで、その後、条約上の難民であるという事実を前提として、各省がそれぞれの所管業務の中で施策を実施することになると思うのですが、そういう意味では、難民認定という業務そのものは、条約上の難民に該当するかを判断する、まさに裁量の余地のない業務です。

島野委員：難民認定の申請とか、あるいは手続の円滑化とかについては、政策としてとらえられないのですか。

入国管理局：手続の円滑化、確かに全く政策ではないのかといわれるとそうではないのですが、ただ難民認定をいかに適正にやるかと、つまり難民であるかどうかの判断をいかに迅速かつ確実に証拠に基づいてやるかという問題でありますので、政策的にどうしようということは難しいかなということでございます。

島野委員：おっしゃりたいお気持ちは分かりました。

藤本座長：どうですか、今の御意見について、ほかの委員の方は。

実委員：今の話というのは、まさに焦点となっている話ですよ。なるべく速やかに円滑に手続的なことをやるというのは、かなりその辺も注目されている分野ではないかと。難民認定を政策評価の対象とすることは、非常に意味があることだと思うのですが。

竹内委員：私も、今の点で、さっきの外国法事務弁護士の場合もですね、資格があるかどうかを法務省で判断しているだけ、法律の枠にきちっとあてはまるかどうかをやっているという意味では、難民認定も同じような面があるのではないかという気がしますので、一方は政策評価の対象として、他方は政策評価の対象としてなじまないとするのは、ちょっと理解しにくいかなという気はしますが、いかがでしょうか。難民認定を政策評価の対象に入れて評価してもいいのではないかという気がするのですが。

藤本座長：島野委員や実委員と同じような御意見であるということですか。

竹内委員：さっきの外弁のところも、外弁の数がどれくらい増えたかということを目指として、渉外的法律事務サービスの供給を安定させることができたのかということ判断しています。言ってみれば、難民認定と非常に似通った問題ではないかなという気がするのですが。一方は入れて一方は入れないとすると、なんとなく分からないのですが。

藤本座長：そうしたことからすると、難民認定も政策評価できるのではないかということですね。

竹内委員：そういう気がしますが。この違いがよく分からないのですが。

島野委員：政策評価を実施するのに機が熟しているかどうか、ここに入れるか入れないかの判断の基準になるかと思うのですが。多分、近い将来大きな問題に発展し、国民の関心も大きくなっていく問題となるだろうと思います。今日は私は質問をただけですので、入れるべきとまでは言うつもりはありません。

藤本座長：それでは、時間の都合上、次の「好ましくない外国人の排除」について、何か御意見ございますか。立石委員から御意見が出ておりますので、事務局お願いします。

事務局(立石委員)：「好ましくない外国人の排除」について、不法残留者数を指標と掲げた点は画期的と思われる。

藤本座長：指標のところに「我が国における不法残留者数」と入っていて、これを評価したいというのが、今の御意見ですけれども、これに関して何かございますか。

田辺委員：基本的には、基本目標には大きな目標を定め、達成目標にはその基本目標を達成するための中間的な目標を定めるものだと思うのですが、「総合的な」というのは具体的にはどういうことでしょうか。「総合的な不法滞在対策の推進を図る。」とすると、現行のものより焦点がぼけるかなという感じを受けるのですが。

入国管理局：「総合的な」と書いたのは、例えば、警察との連携によるものもありますし、あるいはブローカー等を中心に摘発するとか、いろいろな問題があると。それから、あるいは中国政府との協議というものもありますし、できることをひとつくりにしてしまったと、むしろ前のだけですと不十分かなということもあります。

田辺委員：目標の記述についてのテクニックとしては、「関係機関の連携を図ることによって」といった文章を入れて、少なくともどういうふうなことをやるのかを強調するという形で具体的に入れることが大切かなと思います。

藤本座長：今の「総合的な」というところですが、ほかの委員の方はいかがでしょうか。「総合的な」というところはひっかかりますか。とってしまったらいかがでしょうか。「不法滞在対策の推進を図る。」としてしまっただけではどうでしょうか。「総合的な」に代わる他の形容詞がありますか。

入国管理局：「総合的な」という言葉にこだわる必要はないかなと・・・。

藤本座長：これに代わるいい言葉はありませんかね。これについてはちょっと考えていただきたいと思います。委員から御意見が出ておりますので。何か適当な言葉がないか、どうしてもなければ仕方ありませんけれども、検討していただけますか。

それでは、次に「(4) 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理」のところはどうでしょうか。

島野委員：質問ですが、基本目標についてですが、基本目標1は民事的なもの、基本目標2は行政訴訟的なものとなっておりますが、やはり、順序はこのようになりますか。基本目標2の方が先にくるのではないのかなと思いますがいかがでしょうか。

訟務部門：民事事件、行政事件の中に租税事件も入りますので、それから、そういう事件を除いた行政事件、それで税金関係の訴訟という形を取っております。

藤本座長：島野委員、順番に抵抗がありますか。前にもそういう御意見があったので、全部入れ替えたのですが。

島野委員：その方が国民に近い感じになるのでしょうか。

訟務部門：形態からいけば、民事事件、行政事件という形になってきますので、こういう形で作らせていただいております。

島野委員：はい、分かりました。

藤本座長：よろしいですか。何か今の部分でほかにありますか。

島野委員：「事件処理を迅速化する。」というのは、法務省サイドとして取り組んでいるということですか。

訟務部門：そういうことでございます。当然、法務省の活動だけでどうこうなるわけでもございませんが、法務省の政策評価ですので、法務省限りの目標として立てております。

藤本座長：よろしいでしょうか。それでは、次の5ページの「すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等」について、既に「広報活動の推進」については終わっておりますので、「行政事務の効率化」について何か御意見ございますか。なければ、最初に、立石委員から御意見が出ておりますので、事務局をお願いします。

事務局(立石委員)：「行政事務の効率化」について、行政事務の効率化こそ最も数値化の馴染む分野なので、目標はもっと様々な分野であって然るべきである。今回、事務の内容に踏み込んでペーパーレス化指標を作成しようというのは具体性がある。前回の指摘と同じになるが、政策の効率化の指標は金額換算が最も説得力がある。欲を言えば国民の税金がどのくらい軽減されるような効果があったのかを数字でカウントできると目に見えて納得性が高くなる。

藤本座長：今の立石委員にの御意見についていかがでしょうか。

北村官房参事官：「行政事務の効率化」については、何パーセント、内部事務をペーパーレス化したかという数値で測定しているわけですが、それがどういう意味を持ちどういう効果があるのかという評価は難しいと考えておまして、その点の立石委員の御指摘に関しては、かなり難しいかなと思っております。そのため、14年度は、これを政策評価の対象としておりますが、来年度は、違うものに振り替えたいと考えております。

田辺委員：将来的には、内部事務をペーパーレス化するということではなくて、インターフェイスのところで効率化を図るということの評価の対象にした方が良いと思いますので、15年度以降は、是非その観点から評価していただきたい。とりあえず、平成14年度に関しては、このままでよいと思います。

藤本座長：それでは、次の6ページの「外国の法務行政の用に供する施設の整備に係る国際協力」について何か御意見ございますか。

田辺委員：施設整備に係る国際協力の推進とは具体的に何を行っているのですか。

施設課：今現実にはやっているのは、タイ国の少年院の施設整備につきまして依頼を受けまして、職員を現地に派遣をしているのですが、前には無償資金協力をしたのですが、タイ国では、それを核としまして、少年の矯正関係、教育関係の施設の整備を推進しているわけです。タイ国でもいろいろ施設が必要なもので、そういったための技術協力ということで職員を派遣しております。あと、向こうから専門家を派遣するカウンターパート研修といって、うちの職員を派遣するだけではなく、むこうの職員をうちの方に派遣し、その人たちに実際にこちらの方で研修を行うというようなことを事業として推進しているわけです。そういったものをどのように評価するかということで、評価の仕方として挙げているわけです。

田辺委員：それを施設整備という言い方をするのでですか。

施設課：施設を整備するための技術協力という位置づけでございます。

田辺委員：お話を聞いてみると、ハードとソフトの中で、むしろ、ソフトに重点があるのかなということが分かるのですが、施設整備となると、他の省庁の関係からかもしれません、ハードを対象としているという感じがします。

施設課：施設整備そのものをやるとなると、無償資金協力ということになるわけですが、これは無償資金協力のことを言っているわけではありません。

藤本座長：タイとの交流は、もう10年以上前からということになるはずですよ。今話を聞きますと、向こうでは少年院を作っているということですか。

施設課：そうです。タイでは、行刑局という刑務所を所管しているような組織が内務省にあったのですが、それが昨年10月に司法省と一緒にになりましたので、日本では成人と少年の矯正を一緒にやっておりますので、今後は、タイでも刑務所の関係と少年院の関係が両方一緒にできるようになりました。

藤本座長：それが「施設に係る」ということですか。

施設課：施設の運営の問題なんですけど、矯正施設というのは、施設そのものが、中でどういう処遇を実施していくかというときに非常に深くかかっています。施設とは中の生活を作る容器であって、施設をどのように作るかということは、すなわち、どのように処遇を実施していくかということになって、ほかの事務庁舎系のものとの違いには雲泥の差があるものですから。したがって、ただ施設をつくれればどうですかということではなくて、「こういう内容（被収容者処遇）のことをやりたいならこういう施設を作ってはどうか」という話になるんです。やりたいことや作りたい施設は相手国が挙げてくるわけですが、それを、空間として、施設として作るにはこういうふうにしたらいかがでしょうかというときに、我々が持っているノウハウを技術移転するというのが我々でやっていることです。

藤本座長：田辺委員や実委員は、それは、どちらかというところ、ハード面ではなくてソフト面でないかという御意見なのですが、どうですか。

施設課：我々は、教育の方法そのものを行っているわけではないんですね。ただ、同じ矯正施設を所管している省として関係はしていますから、例えば少年教育の方法についても日本のやり方を見ながら、相手国でも、自分たちの教育の方法を考えるわけですが、いかに日本の教育の方法を学んだとしても、自分たちの施設が日本の教育に対応できていなければ、そういう教育を実行できないじゃないかというのが一番大きな問題だったわけですが、それに対して、こういう施設を作ったということです。その一つのモデルとして、今回、シリントン少年院を作る際に無償資金で協力をしたわけですが、それが核になって、十数カ所ほど、先方の資金で協力するという方法で進めているところです。

藤本座長：それは、アジ研に関わっている我々専門家には分かるのですが、「施設整備に係る」と書かれていると、ハード面に係る国際協力と理解されるのではないかというのが、実委員の御指摘なんですよね。やっていることは分かるんですが、それを表現するときに「施設整備に係る国際協力」という言葉が合っているかどうかということ、実委員が指摘しているわけですよね。

実委員：設計と運営ということなんですか。それをやるときに施設の作り方をどうするかということが重要な点ということですか。

秘書課長：何か例を掲げるといいのでしょうか。実委員や田辺委員がおっしゃっているのは、施設課が単なる箱をつくっているのではなくて、もっと中身を考えて、外国からのニーズを聴きながら、それに見合ったソフトも提供できるだけの組織なんだということをもっと宣伝したらどうかという趣旨ですよね。確かに、「外国の法務行政の用に供する施設」という言葉は、何か、非常にニュートラルで冷たいですね。

藤本座長：「施設の整備・運営に係る」としてはどうですか。

島野委員：こちらでお金を出して作ってあげるといったことではないのだという点で誤解を避けたいということをおっしゃりたいんでしょうか。

藤本座長：お金は出していませんよ。

施設課：そちらの方の話は外務省の話になります。

藤本座長：「施設の整備」とすると、日本がお金を出しているように読めるんですかね。

島野委員：法務省が出すはずはないんですけどね。ですから、「外務省の施策を踏まえて」と加えているのですよね。

実委員：「施設づくりのノウハウに係る国際協力」とした方がいいのではないのでしょうか。

藤本座長：そのあたりは、今の御意見を踏まえて、もう少し中身が分かるような表現にさせていただくということによろしいですね。次は、の「国際連合に協力して行う研修、研究及び調査の推進」ですが、この部分について何か御意見ございますか。なければ、の「法制の維持及び整備に関する国際協力の推進」についてはどうでしょうか。これについても立石委員から御意見をいただいておりますので、事務局で読み上げてください。

事務局（立石委員）：私が強調していた法整備支援や研修などソフト面で日本のノウハウを移転していく施策が強化される動きにあるようなので歓迎である。次年度は動向調査や計画策定フェーズのものが多いためであるが、速やかに実施フェーズに移行してもらいたい。

藤本座長：法総研から、この点について説明をお願いします。

法務総合研究所：立石委員からは前回の懇談会の際にも御指摘いただいておりますが、先ほどの御意見の中に、動向調査や計画策定の段階のものが多いため、速やかに実施段階に移行してもらいたいという点がございましたので、実情を御説明したいと思っております。というのは、民商事関係の法整備支援を行っているものでございます。現段階ではカンボディアに対する民法及び民事訴訟法の起草支援というのを、平成10年ころからやってきたわけですが、それがようやく実を結びまして、昨年10月に主要部分の引き渡しが終わりました。本年度中に全文が引き渡される予定になっています。それから、ベトナムの民法改正に関しても、共同研究ということで、側面から起草を支援して、平成15年度中の草案完成を目指しているという聞いております。そういった状況で少しずつ実を結んできているわけですが、いかにせん法律を作っても実情に合わないという問題もございまして、東南アジア各国それぞれ歴史が異なりますし、社会主義の国もあれば、資本主義の国もございまして、そういった実情を把握してから、慎重に事を進めないと、せっかく法律を作っても機能しないということになりますから、できるだけ調査の期間をとって進めたいということで、次年度も動向調査を行いたいということです。そういうこともあって、法務省からは、ベトナムに1名、ラオスに1名を長期専門家として派遣しております。そのほかにも、短期専門家を派遣しております。できるだけ実施段階に移行したいと思っておりますが、そういった実情を理解していただければと思います。

藤本座長：この点について、ほかに御意見はございますか。

田辺委員：語感の問題なんですけれども、と、とも、共通して、「法の支配を確立する」となっていますが、法の支配を確立するのは、先方の主権に関するものであって、こちらがやるわけではないですから、「確立に資する」という程度の表現にした方がいいのではないのでしょうか。

藤本座長：法総研、どうですか。

法務総合研究所：御指摘のとおりでございまして、確立するのはあくまで相手国ですので、表現について検討したいと思います。

藤本座長：それでは検討をお願いします。ほかに何かありますか。

山根委員：今、カンボディアやベトナムの話がありましたが、そういった国に対しては、ほかの国とも協力しながら支援を行っているのでしょうか。

法務総合研究所：なかなか難しい御質問ですが、日本よりも前から西欧諸国がいろいろな支援をしていたということがあり、もちろんそれと重ならないような形でやっているわけですが、ただ、日本の支援については、現地の実情をよく把握した上で行っておりますので、現地の方からは非常に評価していただいております。

藤本座長：府中市にアジア極東犯罪防止研修所という国連の機関があります。ここに毎年海外から研修生を集めまして、研修を実施しています。かなりの成果があがっているようでして、日本の交番制度がシンガポールなど東南アジアに伝わっているように、日本の法制度はアジアの国にかなり伝わっているんです。今の

カンボディア、ヴィエトナム、ラオスは、民商事の関係ですが、その法整備に協力してほしいということなのです。それぞれの国にアジ研の卒業生の方がたくさんいらっしゃる、現地でもかなり高いポジションについていらっしゃるようです。そこで、日本の法制度が一番合うのではないかという御意見が強いといったことから、今話題となっているような協力をしていまして、その中身をどういうふうに評価しているのかということが冊子になっているのですが、それを山根委員に送っていただけるとありがたいと思います。中に詳しく書いていますので、ソフト面でも日本がアジアに対して協力しているということの実態が分かると思います。今の国際協力のところでほかに御意見はございませんか。

島野委員：（１）の「すべての任務に共通の施策及び国際協力に関する施策等」のところについてなのですが、よろしいですか。ここは、法務省のすべての部局に共通する施策であるとする、女性職員の採用や、処遇改善に対する取組について、法務省でも行われていると思うんですが、それはどこで評価をしているのでしょうか。

人事課：人事課で把握しておりますのは、女性職員をどのように採用しているか、登用しているかということでありまして、法務省としてどのような採用・登用を行うかというところは各部局が行っているのですが、今の御指摘の点は、採用・登用のどちらの面でしょうか。

島野委員：採用と登用です。採用・登用については各部局に任せているというのが、法務省流の女子職員に対する人事の進め方であるということですね。それをこの（１）の「すべての任務に共通の施策」に入れたらいいのではないかと思います。

人事課：今の御指摘の点については、検討させていただきたいと思いますが、人事課でやっておりますのは、登用につきまして、現在、女性職員の登用状況がどのようになっているか、また、政府としての指針がございますので、それに合わせて法務省で達成すべき目標がどのようになっているかということ、各部局の担当者との間で話し合う「女性職員の採用・登用拡大推進会議」というものを行っております。その結果を法務省の政策評価としてお出しするのが適当なのかも含めて、検討させていただきたいと思います。

藤本座長：これまで、平成14年度の政策評価の評価手法等についてひとつお伺い御意見を伺って参りましたが、何か追加して御意見はございますか。

六車委員：４ページの（３）「出入国の公正な管理」の指標のところなんですけれども、指標の２番目に「我が国における不法残留者数」とありますが、これは具体的にはどういうふうに数えるのかということと、ほかにも同じようなデータがある中から不法残留者数を指標とするのがふさわしいといえるのかどうかということが気になったので、お伺いしたいのですが。

入国管理局：不法残留者数に関する数え方ですが、これは、入国の時にデータ入力をしまして、出国の時にもデータ入力をするものですから、そこでマッチしない人間、つまり、入国したけれども一定の期間の間に出国していないというデータに基づき数字が出るということになっております。不法滞在者については、不法残留のほかにも不法入国があるんですが、それは暗数ということで、把握は不可能なのです。ただ、日本の場合、海に囲まれていますので、ポートで入ってくるといったような不法入国者は意外と少ない。そういう意味では不法残留という形が非常に多いのです。要するに、観光等で入国してきて、そのまま在留期間を超えるということが多いので、大半の不法滞在者はこれで把握できるということになっています。

六車委員：不法残留とは、不法滞在と分けて使っているのですか。

入国管理局：不法滞在は不法残留の上位概念と考えてください。不法入国、つまり、全く空港を通らないで入国してくる場合と、不法残留と、それから、本来在留資格

といいまして、活動範囲が決まっていますので、その範囲を超える資格外の活動を行った場合の三つが不法滞在なんですけど、その大半が不法残留です。というのは、資格外活動を行う者については、在留期間の更新が受けられませんから、短期間のうちに不法残留になりますし、不法入国、不法上陸については、全くその実数が分からないことはないのですが、たぶん2～3万人だろうと言われていています。これに対し、不法残留者は20数万人おります。

六車委員：逆にいいますと、ボートか何かで入ってきてしまっている人たちというのは暗数ということになって、出てきていないということですか。

入国管理局：それは摘発してみないと分からないということになります。

六車委員：だいたいどれくらいいるのでしょうか。

入国管理局：今までの摘発実績をもとに簡単に推計したもので2～3万人と言われていますが、正確かどうかは分かりません。不法残留が今23万人ほどいるのに対し、2～3万人はいるのではないかと思います。

六車委員：ボートで入ってきてしまうような人たちによる不法滞在を減らすということについては入管局とは関係ないのですか。

入国管理局：ここでは指標で取り上げただけです。入管局としては、不法滞在者の摘発を行っておりますが、特に分けて摘発というのはしていませんから、その対象には、不法入国者も不法残留者もいるという構成になります。これが指標であるというだけであって、すべて摘発の対象にはなりません。

藤本座長：今、データをもっていらっしゃいますか。最高のとき不法滞在者数は32万人ほどだったと思いますが、今、不法残留者数は23万人に減っているんですね。ピークのときの不法残留者数はどれくらいでしたか。

入国管理局：一番多いときで、だいたい約30万人くらいですね。

藤本座長：バブル崩壊後が一番多くて、そのころ、不法滞在者数は推計32万人と言われていたんです。それが、今は、23万人に減っているんですね。それと同時に、外国人犯罪が同じカーブを描いているんです。そういう意味では不法残留者数というのは非常に意味のあるデータなのですが、今の点について何か、御意見がございませうか。六車委員よろしいですか。

六車委員：はい。

藤本座長：何かほかにございませうか。

島野委員：「好ましくない外国人の排除」というところでは、具体的な施策が念頭にあると思うのですが、日本の経済社会の中で、日本人が望まない分野の仕事に就いている外国人も含まれているわけですね。それを合法的な状態にするとかしないとかがということについては、政策評価の対象に入っていないということですね。

藤本座長：例えば、日系ブラジル人などで、二世とか三世のような者に在留資格を認めようというような動きなどは、どうですか。

入国管理局：日系人とか、日本人の配偶者のような方は別枠です。

島野委員：在留資格があって滞在しているということですね。

藤本座長：そういう人に関する数値も入れるべきだということですか。

島野委員：そういう人たちも排除する方向にあるのかと・・・。

入国管理局：単純労働者以外の専門的、技術的分野の外国人労働者の受入れについては、「外国人の円滑な受入れ」で政策評価の対象としていますが、それ以外の人間、もっと言えば移民に関わる、要するに日本に居住するために来る人に関する政策になると思うのですが、これについては、政府全体としては、現時点では入れないという政策になっています。将来、少子高齢化社会が到来することにより変更がありうるということは確かなんですが、現時点では変更するという方向にはなっていないということです。

島野委員：では、指標としては、不法残留者数くらいなのではないでしょうか。

秘書課長：指標としてはそれしかないのじゃないかな。今、政府全体の政策だと説明があ

りましたが、まさにそのとおりでして、外国人をどの程度まで受け入れるのか、一方で、不法入国で入ってきた人たちは、辛い仕事をしているのだから、もう認めていいじゃないか、他方では、日本の経済はこんなに悪いのだ、日本人がどんどん職を失っている、そこに外国人が入ってきて良いのかと、両方とも極論を申し上げましたが、その二つの意見があって、政府全体としてどうするか決めなくてはいけないところですが、入管としては、現行法の枠の中で、の外国人の円滑な受入れについてはこういうことをしていく、の好ましくない外国人の排除についてはこういうことをやっていますとしかいえないんですね。

藤本座長：よろしいですか。それでは、次に、平成15年度の実施計画案について、御議論いただきたいと思いますが、まず、事務局から説明願います。

北村官房参事官：来年度の政策評価の実施計画の案について御説明いたします。

来年度の政策評価は、先ほども御説明いたしました平成14年度、15年度、16年度の3年間を計画期間としております基本計画と、今月中に策定することとしております平成15年度の実施計画に基づいて実施することになります。新たに策定する来年度の実施計画の案は、資料6として添付させていただいておりますが、その内容は、基本的に平成14年度の実施計画を踏襲することになります。つまり、政策評価の対象とする施策の範囲につきましても、実績評価における基本目標や指標などの設定につきましても、基本的には、平成14年度における実施計画と同じ内容になりますが、新たにいくつかの政策を政策評価の対象として加えることなどを考えております。その点につきましては、資料3を御覧いただきたいと思っております。これにありますように、一点目といたしまして、前回の懇談会での六車委員の御意見も踏まえまして、来年度から、「捜査における通訳の適正の確保」について実績評価を実施するほか、「矯正職員に対する研修の充実強化」についても実績評価を実施することを考えております。さらに、平成14年度までは、「行政事務の効率化」を実績評価の対象としておりますが、先ほども申し上げましたが、内部事務のペーパーレス化による効果を測定するのにはかなり難しいものもありまして、国民に対するサービスを向上させるという観点からの評価になじみやすい行政手続のオンライン化の推進につきましても、新たに実績評価を実施しようと考えております。

平成15年度の政策評価の実施計画の案については、以上のとおりでございますが、本日の御議論も踏まえまして、今月中に、平成15年度の実施計画を策定しようと考えておりますので、これらの新たに政策評価の対象とすることを考えている「捜査における通訳の適正の確保」など3つの施策につきましても、達成目標や指標などの設定について御意見を伺わせていただきたいと思っております。また、これと併せまして、政策評価の実施対象とする政策の範囲につきましても、評価の困難さなどから、必ずしも、直ちに評価の対象とできないものもあると思っておりますが、このような政策も評価の対象とすべきではないかというような御意見があれば、お伺いしたいと思います。

藤本座長：今の説明にもございましたように、平成15年度の政策評価は、基本的に、平成14年度の政策評価と同じ手法で実施するということですが、この点については問題ないと思っておりますので、資料3に記載されております、「捜査における通訳の適正の確保」、「矯正職員に対する研修の充実強化」、それと「行政手続のオンライン化の推進」の3つについて、御意見を伺いたいと思っております。まず、「捜査における通訳の適正の確保」について、御意見ございますか。

田辺委員：通訳の適正確保については、具体的な数値目標を入れた方がアピールすることになるのではないかという気がします。この辺は何も予定されていないんでしょうか。増やしたいというのは分かるのですが、どれくらいを目標にしているのか、その数値自体を出しておいた方がいいのではないのでしょうか。

刑事局：前回の六車委員からの御指摘を踏まえ、通訳について検討しまして、施策としてはこのような形で挙げさせていただきました。観点としては、二つあり得

ると思います。一つは、通訳の人数を確保するとか、言語数を確保するというような数量的な部分と、もう一つは、質の確保のという面の二つがあると思うのですが、数の確保につきましては、今回は入れていません。御指摘をいただきましたように、数の確保も重要であるというのは重々承知して、主に、これについては、現場のほうで苦労して集めているというところではあるのですが、なにぶん、外部的な要因が非常に大きくて、日本全体で何人集めないといけないという話にはなかなかならず、例えば、鹿児島で何人必要だというような話になってしまうわけです。そうすると、そこを評価すること自体はなかなかなじまないのではないかとということになってしまいます。他方で、実際の通訳人の方からの御意見を聴いておりますと、通訳をしている方というのは、刑事関係の専門知識のない普通の方が多く、刑事関係の知識がよく分からないとか、裁判がどういうふうに進むのか知りたいという御要望が多いということがございます。刑事局でも、いろいろと情報提供など、これまでできてきたところであり、具体的には対訳集を発行したり、セミナーのようなものを開いて、情報交換をしたりというようなことをやっておりますので、今後、もう少し、こういった部分を深めて、単に言語的に質のいい通訳をしていただくということだけではなくて、手続に則した形で質のいい通訳をしていただくように刑事局としても努力したいという趣旨でこれを対象に挙げています。

藤本座長：ほかに御意見はございますか。では、これについても、立石委員から御意見が来ておりますので、事務局から読み上げてください。

事務局(立石委員)：「適正な通訳に資する研修・情報の提供等を充実させる」との記述のみであり、具体的な施策内容が盛り込まれていない。「適正な」という形容詞はおそらく質の面だけを意味し、量的な確保は目標としていないと思われる。確かに、一時的な捜査を担当するのは警察であるから、法務省はそれを側面支援するにとどまるのであろう。ただし、検察庁による捜査は法務省の管轄であるから、そのあたりの質の同一性は保持されるべきである。捜査機関の違いによる質の相違が生じないような工夫または努力を、どのあたりに設定しているかは確認する必要がある。

藤本座長：この立石委員の質問に対してはどうですか。

刑事局：前半の部分は、先ほど御説明したとおりです。後半の警察との関係ですけれども、警察の捜査段階での通訳人は警察で依頼されておりますので、それはそこでやっていただくしかない。検察庁の捜査・取調べでの通訳は、検察庁で依頼しますので、私たちが評価するのはそこが対象になるんだろうと思います。ただ、全くそれが別々かということ、それはそうではなくて、どれくらいかは分かりませんが、警察と検察庁で重なっている部分もおそらくあるのだろうと思います。そういったところで、この手続はこうなっているんですよというところを通訳人の方に御理解いただくということは、警察の関係も含めて、捜査全体ではいい影響になるんだろうというふうに思っております。

藤本座長：もう一つ、「矯正職員に対する研修の充実強化」という新規の施策がございましたけれども、これについて何か御意見がございますか。

山根委員：基本目標の中に、「安定的な収容を確保しながら」とありますが、これは具体的にはどのように確保するのかと疑問に思ったことと、矯正職員に対する研修も重要だろうとは思いますが、今いろいろと話題になっておりますように、矯正職員の労働条件、環境の見直しとか改善といったところは、対象としないのかなということを感じました。

矯正局：「過剰収容下において安定的な収容を確保しながら」というところについてまず御説明させていただきますと、今回、このテーマを対象として挙げさせていただきましたのには、二つ意味があります。第一番目には、今回の名古屋事件を踏まえて、矯正職員の人権意識を一層かん養するという点が喫緊の課題となっているということがあります。また、それだけではなくて、このところ結

いております深刻な過剰収容の問題がありまして、限られた職員数で過剰収容に対応していくためには、職員一人一人の基本的な執務能力の向上を図らなくてはいけない、この二つの課題をたどっていきますと、職員研修の充実というところに行き着いたということでございます。というわけで、「過剰収容下において安定的な収容を確保しながら」という点については、過剰収容にしっかりと対応できる職員育成策の充実ということになります。矯正職員の労働条件等の改善につきましては、これも並行して取り組まなければならない問題であるというふうに思っておりますが、現時点では、ここで挙げた範囲のものを政策評価の対象としたいと考えております。

藤本座長：ほかに御質問はございますか。

六車委員：山根委員と同じところに疑問を感じたのですが、「安定的な収容」とはどういう状況のことをいうのですか。

山根委員：収容人数ということではないんですね。

矯正局：定員を上回る収容を抱えながらも、被収容者に安定した生活を送らせ、所要の処遇をきちんと実施していくということでございます。

六車委員：この文章は読めば読むほど分からないんですね。「過剰収容下において安定的な収容を確保しながら被収容者の人権に対し十分に配慮した処遇を行うなど」とあって、その次に、「矯正職員の適正な職務遂行能力を向上させるための研修を充実強化する」とあって、どこがどういうふうにつながるのか非常に分かりにくかったので、もう少し分かりやすいようにした方がいいのではないのでしょうか。

藤本座長：我が国の刑務所は今、約67,000人収容しているのですが、定員は64,150名ほどですから、3,000人くらいオーバーしている状態なのです。収容率は110%程度です。諸外国を含め、収容率の危険水域というのは120%と言われておりますから、まだそこまでは達していないんです。女子刑務所は120%を超えていますが。そういうふうを考えますと、過剰収容下にあっても、17,000人ほどの現場の職員と、本省の職員を合わせた21,000人の矯正職員で対応しながら、被収容者の人権を確保して改善更生に努力しようという趣旨に、私には読めますが、そういう基本的な知識がないと、これを誤解して読んでしまうかもしれないということがあります。「過剰収容下において安定した収容を確保する」というのは、これ自体もう矛盾しているように読めますが、今のように説明すれば分かるはずなのです。しかし、この項目しか読まない人には分からないということが確かにありますので、表現を変えた方がいいかもしれないですね。

島野委員：被収容者に対する人権侵害は、過剰収容が原因であるというような弁明的な書き方のように見えるので、その部分はなくてもいいような感じがします。

矯正局：その両方を考えてしまったがゆえに、誤解を招くような表現になってしまったのかもしれない。

藤本座長：この部分についても、立石委員からの御意見もございますので、事務局お願いいたします。

事務局(立石委員)：名古屋刑務所における一連の事件を踏まえての緊急対策と捉えられる。刑務所という第三者による監視が行き届かない特殊な空間においては、職員の倫理観が最後のよりどころであるという点に異論はない。啓発活動は非常に重要な施策である。ただし、倫理観のみに依存する仕組みはやはりいびつである。外部からチェックが入るとい仕組みが抑止力になるというのは、あらゆる世界において真理であろう。コーポレートガバナンスの分野でも、最後は経営者の倫理観がよりどころであるが、外部監査の仕組みに工夫を凝らすのはその両輪を考えてのことである。刑務所の監査という仕組みが現実的かどうかは不明だが、いずれにしても「暴走」を抑止するには両輪をバランスよく工夫する必要がある。

藤本座長：この立石委員の御意見についてはどうですか。

矯正局：まず、内部からのチェックに関して申し上げますと、例えば、情願制度等の問題につきましては、省内に「行刑運営に関する調査検討委員会」が設置されたほか、今月中に「行刑改革会議」が設置されまして、外部からのチェックというようなことが話し合われるということになっております。その結果等を踏まえまして、当局として政策評価の対象として馴染むものがあれば、新たに目標等を立てて評価を実施したいと思っております。それから、倫理観という点につきましては、研修において倫理観をかん養するということは、確かに大事なことでございまして、刑務官の行動の基盤にあるのは倫理観であるわけですが、矯正職員の研修におきましては、これに加えこれまで刑務官に与えてきた知識の内容・方向性が十分であったのか、訓練の方法は十分であったのかという多面的な内容がありますので、矯正がこれまで培ってきた研修に対するノウハウを総合的にチェックしながら充実させていきたいと考えています。

藤本座長：それでは、今のところのほか、平成14年度に実施対象としているものの見直しについても結構ですが、ほかに御意見はございますでしょうか。

田辺委員：資料3の2のところについてはこれでいいと思いますが、1のところについては、「矯正職員に対する研修の充実強化」ということだけでなく、やはり、過剰収容の解消という目標を素直に挙げるべきだと思います。これは、何も平成15年度だけの問題ではございませんで、中長期の計画の中に入ると思うので。予算がらみのものがすべからず駄目ということではないかと思っております。ですから、何かの形で過剰収容対策についても目標として入れておいて、その上で、職員研修を充実強化するというふうにする方が自然だと思います。

藤本座長：過剰収容の解消というのが本来の筋だろうということですね。3年後には収容者数は8万人になるだろうという推計がありますから、矯正局としては過剰収容はもっと続くだろうという予測をしているのでしょう。5年後には収容者数10万人と、今まで日本が経験したことの無い数値に達するかもしれません。昭和25年に一日だけ10万人を超えたことがあるのですが、その数値に達するのが5年後であるという予測が出ています。矯正局では、今後5年間過剰収容状態であるということを考えているようですので、施策として、やはり、過剰収容を解消するというのを挙げたほうが良いと思います。

矯正局：先ほど申し上げましたけれど、省内の調査検討委員会等で具体的な提言が出てくると思っておりますので、それを踏まえまして、過剰収容対策についても政策評価の対象と出来るものがないのかという点を踏まえて検討させていただきたいと思っております。

藤本座長：それでは、矯正局には、今の基本目標のところを検討していただくことにして、今回の各委員からの御意見を踏まえて、各局において見直していただいた部分についてのチェックはどのようにしましょうか。

北村官房参事官：先ほど御説明しましたように、平成14年度の実施計画と基本計画は今年度中に改定しなければなりませんし、平成15年度の実施計画も今年度中に策定をする必要がございます。今日の御意見も踏まえまして検討し、更に見直して参りたいと思っておりますが、見直しの結果については、事前に、座長に御相談させていただきたいと思っております。

藤本座長：では、あとで相談しまして、時間があるようでしたら、訂正した文書を皆様にお送りし、検討していただきたいと思っておりますが、最終的な決定は、座長に一任していただければと思っておりますが、よろしいですか。皆様の御意見に沿うようにしたいと思います。

各委員了承

六車委員：「矯正職員に対する研修の充実強化」の指標なんですけれども、「施策の実施状況」とありますが、具体的な指標で示すということは考えられないのでしょうか。専門的なことはよく分からないんですが、情願の数から、矯正職員に

よる人権侵害を受けたという受刑者からの申立ての数が分かるのでしょから、その数が減ったということで、研修の効果があったというように、数字があれば、研修を一生懸命やった結果そうなったんだと言えるのではないかと思うのですが、このように何か検証できるような数値があれば、使った方がいいのではないかと思いますけれども。

藤本座長：ここでの実施状況というところからは、研修実施の回数とか期間とか内容とか、そういう数値は出て来るんでしょね。

六車委員：裁判官の研修でも同じだと思うんですけど、それがすぐに反映するかというのは分かりませんが、データを取っていくうちに、研修に参加される人が増えるに従って効果があがるというような、そういうところを指標として御覧になっていかれると良いのではないかと思います。

藤本座長：矯正局には評価指標を考えてほしいという御意見で、今、例えばとして、情願の話が出ましたが、情願の関係以外でも、逃走事故が減ったとか、刑務所内での暴行事犯が減ったとか、そういう具体的な数字があれば、研修がうまくいっているということになるのだから、客観的に確かめられる数値があった方がいいという御意見ですよ。

六車委員：そういう数値があった方が分かりやすいということです。

藤本座長：研修の成果として、逃走事故や受刑者同士のけんかがこれだけ減ったのだということになれば、実質的な評価になるだろうということですね。そういうような具体的な数値になるような指標を検討していただきたいと思いますが、よろしいですか。

矯正局：先ほど申し上げましたように、省内の調査検討委員会の御意見等を踏まえて、新たに評価項目とすることが適当と思われるものがあれば見直しをしたいと思っておりますので、そのときに選ばれる項目に即して、国民の分かりやすさという観点も踏まえ、検討するというにしたいと思っております。

藤本座長：これは、15年度以降ということになりますね。

田辺委員：一点申し上げますと、この種の指標を立てる際には、都合の悪いデータはにぎりつぶすという病理現象がはびこるものですので、クロスチェックできる仕掛けがない限りにおいては、挙げられるものも挙がってこないだけになるという感じがしないわけでもないので、若干御配慮いただきたいと思っております。

六車委員：今の御意見に全く同感です。

島野委員：資料3の2のところについては、「行政手続のオンライン化の推進」ということで、各部局に共通する任務を共通の目標として新たに入れられるということ、大変よい発想だと思います。同じ発想で、女子職員の採用・登用の拡大についても入れていただけるといいと思います。

藤本座長：では、女子職員の採用・登用の関係についても検討していただくことにしまして、ほかに何かございますか。

それでは、最後に、来年度以降、政策評価の実施対象とすべき政策の範囲等について、御意見を伺いたいと思っております。平成15年度は、資料3に記載されている政策についても新たに政策評価を行うということですが、ほかにもこういう政策についても評価を行うべきではないかとか、そのような御意見があればお伺いしたいと思います。どうでしょう、何か御意見はございますか。今のところまでで、新規のものについて2点、見直しについて2点、御意見がございましたが、これ以外に何か御意見はございますか。それでは、後で御意見がございましたら、文書等で事務局に知らせていただくことにしまして、本日の御議論は以上までとさせていただきますが、実施計画等の改定や策定についてもう一度、事務局から説明いただけますか。

北村官房参事官：資料7を用意させていただいておりますが、先ほども申し上げましたように、第1回以降、今回の懇談会までに伺わせていただきました御意見を踏まえまして、今月中に、平成14年度から平成16年度までの3年間の計画である基本

計画と平成14年度の実施計画を改定し、併せて、平成15年度の実施計画策定するというにしております。

藤本座長：これまで皆様からいただいた御意見で取り入れるべきものは取り入れて、実施計画の改定・策定を行っていただきたいと思っております。

予定の時間となりましたので、本日はこのあたりまでとさせていただきます。

次回の日程等につきまして、事務局から簡単に説明願います。

北村官房参事官：本日も、貴重な御意見を賜りまして誠にありがとうございました。

本日の御議論につきましても、議事録を法務省のホームページで公表することといたしますが、前回と同様、事務局で議事録案を作成し、後日、皆様に送付させていただきますので、御確認いただけますようお願いいたします。

平成14年度の政策評価懇談会は、今回が最終回となります。来年度につきましては、政策評価の実施結果を公表する前に、これが取りまとめられる7月上旬ころに、第1回会合を開催させていただきたいと考えておりますので、来年度も、どうぞよろしく願いいたします。

藤本座長：本日はこれで閉会とさせていただきます。皆様御協力ありがとうございました。

【以 上】